

障がい者就業・生活支援センター（西濃圏域設置分）

指定候補者募集要領

令和8年9月30日

岐阜県商工労働部労働雇用課

目 次

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	当センターの業務・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	応募の参加要件・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	応募方法等	
	（1）提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（2）募集要領の配布・・・・・・・・・・・・	5
	（3）応募に関する質問・・・・・・・・・・・・	5
	（4）参加申込書の受付・・・・・・・・・・・・	6
	（5）提出書類の受付・・・・・・・・・・・・	6
5	提案の評価に係る事項	
	（1）提案内容の評価及び指定候補者の決定	6
	（2）評価会議・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	（3）評価内容・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	（4）最優秀提案者の選定方法・・・・・・・・	7
	（5）複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い	7
	（6）提案者が1者またはない場合の取り扱い	7
	（7）評価結果等の通知及び公表	7
6	センターの指定・・・・・・・・・・・・・・・・	8
7	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	8
8	問合せ先及び各種書類の提出先	8
別表	評価項目及び評価内容	9

障がい者就業・生活支援センター（西濃圏域設置分） 指定候補者募集要領

令和8年9月30日

1 目的

県では、障がい者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第27条の規定に基づき、「障がい者就業・生活支援センター」（以下「センター」という。）を指定し、県内に計6箇所設置している。

今般、西濃圏域の指定法人から令和9年4月以降のセンター運営辞退の意向が示されたため、当該圏域を活動の区域とするセンターの指定候補者を募集し、新たな指定法人を選定する。

この募集は、当センターの指定候補者を選定することを目的として実施するものであり、応募にあたって参加者に損害が生じた場合にあっては、岐阜県においては、その損害について一切負担しません。

2 当センターの業務

- （1）職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障がい者（以下、「支援対象障がい者」という。）からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関（以下、「関係機関」という。）との連絡調整を行うこと。
- （2）支援対象障がい者に係る状況の把握、支援対象障がい者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、関係機関に係る情報の提供その他支援対象障がい者がその職業生活における自立を図るために必要な援助を行うこと。
- （3）支援対象障がい者が職業準備訓練や職場実習を受けることについてあっせんすること。
- （4）（1）、（2）、（3）のほか、支援対象障がい者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。
- （5）その他、県が実施している「岐阜県障がい者雇用企業支援センター」事業と連携し、効果的に進めること。

3 応募の参加要件

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- （1）支援対象障がい者の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は医療法人であること。
- （2）業務に必要な次の職員を配置できること。
 - ア 主任就業支援担当者1名（原則として、障害者支援の経験を7年程度以上有する者、又はこれに準ずると認められる者であること。なお、障害者支援の経験のうち、就労支援の経験を3年以上有することが望ましい。）
 - イ 就業支援担当者2名（原則として、障害者支援の経験を1年以上有する者、又はこれに準ずると認められる者であること。）
 - ウ 生活支援担当職員1名（身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者のいずれかの障がい者

の生活支援について相当の経験及び知識を有する者であり、かつ他の障がい福祉についても熟知しているものであること。)

- (3) 業務を行うに十分な財政的基礎を有すること。
- (4) 支援対象障がい者を継続して確保できる見通しがあること。
- (5) 基礎訓練（支援対象障がい者との信頼関係の形成や支援対象障がい者の能力・特性等の把握を目的とした訓練）の実施体制が適切であること。
- (6) 活動を行う地域にある関係機関との連携が十分に可能と認められること。
- (7) 職業準備訓練及び職場実習のあっせん並びにその対象者への支援の実施体制が適切であること。
- (8) 職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあること。
- (9) 地元自治体の積極的関与があること。
- (10) 障がい者の就業及び生活に関する支援活動の実績があること。
- (11) 過去3年間（現にセンター事業を受託している法人にあっては、当該受託期間1年間）の各年に次のいずれの要件も満たしていること。ただし、満たしていない場合、指定を受けた後1年の間に次の要件を満たす確実な見込みがあること。
 - ア 支援により10名以上の就職者を出していること。
 - イ 支援により事業所等において20件以上の職場実習を行っていること。
- (12) センター業務を行うに当たって、西濃圏域に事務所を設置すること。
- (13) 運営主体となる法人が、法第43条に基づく法定雇用障がい者数以上の障がい者を雇用していること。その他労働関係法令等に違反していないこと
- (14) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (15) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固（令和7年6月からは拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (16) 次のア又はイに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (17) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (18) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (19) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、書類提出期限日（4参照）から評価会議実施日（5参照）までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (20) 岐阜県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

4 応募方法等

(1) 提出書類

- ①指定候補者募集参加申込書（別紙2）
- ②業務提案書（別紙3）
- ③定款又は寄附行為（写し可）
- ④令和7年度収支決算書及び事業報告書
- ⑤令和8年6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写し（常用労働者40人以上の法人のみ）
- ⑥応募要件を満たす旨の誓約書（別紙4）
- ⑦岐阜県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ⑧法人のパンフレットなど、法人の概要がわかる資料

(2) 募集要領の配布

募集要領は、次のとおり配布する（郵送での配布は行わない）。

なお、岐阜県ホームページからも入手可能である。

ア 配布日時

令和8年9月30日（水）から10月28日（水）までの平日午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

岐阜県商工労働部労働雇用課障がい者就労係

（〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階）

ウ ホームページ掲載

岐阜県ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/>)

(3) 応募に関する質問

ア 受付期限

令和8年10月28日（水）午後5時15分まで

イ 質問様式

質問書の様式は任意とするが、次の項目を明記し、FAX又は電子メールにファイル（形式はMicrosoft Word）を添付して提出すること。（参考様式 別紙1参照）

- ・件名は「障がい者就業・生活支援センター指定候補者募集（西濃圏域設置分）」に関する質問とすること。
- ・質問者の法人名、部署名、担当者、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

ウ 送付先

岐阜県商工労働部労働雇用課障がい者就労係

FAX：058-278-2676

電子メールアドレス：c11367@pref.gifu.lg.jp

エ 回答方法

質問に対する回答は、原則として、随時、岐阜県商工労働部労働雇用課のホームページ上で公開する。

岐阜県トップページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/>) > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者

＞就労支援＞障がい者就業・生活支援センター（西濃圏域設置分）指定候補者募集

(4) 参加申込書の受付

ア 受付期間

令和8年9月30日（水）から10月28日（水）までの平日午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

イ 提出書類

障がい者就業・生活支援センター（西濃圏域設置分）指定候補者募集 参加申込書（別紙2）

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法

・持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合も令和8年10月28日（水）午後5時15分必着とする。郵送の場合は、「特定記録」又は「配達証明」等配達の記録が残るものとする。

オ 提出先

岐阜県商工労働部労働雇用課障がい者就労係

（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階）

(5) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和8年10月7日（水）から11月4日（水）までの平日午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

イ 提出書類

- ・業務提案書（別紙3）
- ・定款又は寄附行為（写し可）
- ・令和7年度収支決算書及び事業報告書
- ・令和8年6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写し（常用労働者40人以上の法人のみ）
- ・応募要件を満たす旨の誓約書（別紙4）
- ・岐阜県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ・法人のパンフレットなど、法人の概要がわかる資料

ウ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

エ 提出方法

・持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合も令和8年11月4日（水）午後5時15分必着とする。郵送の場合は、「特定記録」又は「配達証明」等配達の記録が残るものとする。

オ 提出先

岐阜県商工労働部労働雇用課障がい者就労係

（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階）

5 提案の評価に係る事項

(1) 提案内容の評価及び指定候補者の決定

ア 提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「障がい者就業・生活支援センター（西濃圏域設置分）指定候補者募集に係る評価会議」が行う。

なお、提案者の評価に当たっては、評価項目（別表）に基づき、提出書類及び当該募集参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、業務提案書の内容、事業の実施能力等の評価、採点する。

イ 評価結果は応募者全員に文書で通知する。

（２）評価会議

ア 開催日時

令和８年１１月１７日（火）（予定）

プレゼンテーションの開始日時については、後日提案参加者に個別に通知します。

イ 開催場所

岐阜県庁 １００７・１００８会議室（岐阜市藪田南２丁目１番１号）（予定）

ウ 業務提案の所要時間

プレゼンテーション ２０分以内

評価会議構成員からの質疑 １０分間～２０分間

エ 注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は他の参加者の業務提案を傍聴することはできません。
- ・参加人数は４名までとしてください。
- ・プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。業務提案書受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可）のみでプレゼンテーションを実施してください。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはしません。

（３）評価内容

次の事項等について、これまでの実績や今後の考え方・見通し等の観点から、総合的に勘案して評価する。

ア 職員配置・体制

イ 財政的基礎

ウ 支援対象障がい者の継続的な確保

エ 基礎訓練の実施体制

オ 地域の関係機関との連携

カ 職業準備訓練及び職場実習の実施体制

キ 雇用の場の確保

ク 地元自治体との関係

ケ 障がい者の就業及び生活に関する支援の活動実績

（４）最優秀提案者の選定方法

評価会議の評価結果に基づき、評価会議構成員の評価点の合計が最高得点の者（最優秀提案候補者）について、構成員の意見も踏まえて総合的に判断の上、労働雇用課において最優秀提案者を選定する。

（５）複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い

評価の結果、複数の最高得点者が生じた場合は、（３）評価内容のアとケの合計得点が最も高い者

を選定する。それでも決まらない場合は再度公募を実施する。

(6) 提案者が1者またはない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合は、評価会議は開催せず、評価会議構成員による書面審査において評価する。

また、別に定める基準点に満たない場合、又は提案者がない場合は、再度公募を実施する。

(7) 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、選定結果を県のホームページ上で公表する。

6 センターの指定

(1) 指定申請

選定された指定候補者は、別に定める日までに、法施行規則第4条の7による指定申請書を岐阜県に提出する。

(2) 指定手続

岐阜県知事は、提出のあった指定申請書について、審査のうえ、障がい者就業・生活支援センターの指定を行う。

(3) 指定予定日

令和9年1月中（予定）

7 その他

(1) 提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出書類に明らかな不備や虚偽内容が含まれていた場合には、失格になる場合がある。

(4) 提出書類は岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となる。

(5) 書類の提出後に辞退をする場合は、評価会議前日の午後3時までに、辞退届（様式自由）

を労働雇用課に持参又は郵送により申し出ること。なお、郵送の場合は、「特定記録」又は「配達証明」等配達の記録が残るものとする。

8 問合せ先及び各種書類の提出先

住所 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁10階）

岐阜県商工労働部労働雇用課障がい者就労係

TEL 058-272-8412（直通）

FAX 058-278-2676

電子メールアドレス c11367@pref.gifu.lg.jp

【別表】

障がい者就業・生活支援センター指定候補者募集

評価項目及び評価内容

・各構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、配点の合計を100点満点として採点する。

評価項目及び評価内容（実績と今後の活動を踏まえた評価）	配 点				
	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
① センター業務の実施に効果的な人員体制が確保されているか（20点） ・障がい者の就労支援経験の有無や経験年数、関連資格の有無など、業務の遂行に適切かつ効果的な人員の配置がされているか。	20点	16点	12点	8点	4点
② センター業務を実施するに十分な財政基盤を有すると認められるか（10点） ・直近3事業年度の経営成績及び財政状態が安定しており、センター実施年度以降も安定した運営ができる見込みがあるか。	10点	8点	6点	4点	2点
③ 支援対象障がい者を継続して確保できる見通しがあるか（10点） ・活動を行う地域における支援対象者数、これまでの相談実績等を指標として本事業による支援対象障がい者数を継続的に確保できる見込みはあるか。	10点	8点	6点	4点	2点
④ 基礎訓練を行うための併設施設又は提携施設を確保しており、基礎訓練を適正かつ確実に行うことができると認められるか（10点） ・それぞれの障がい区分に対応できる併設施設・提携施設が確保することができる見込みはあるか。	10点	8点	6点	4点	2点
⑤ 地域の関係機関との連携が十分と認められるか（10点） ・活動地域の雇用（ハローワーク、障害者職業センター等）、保健福祉（社会福祉施設、福祉事務所、保健所等）、教育（特別支援学校等）、その他（事業主団体等）との連携体制が構築できる見込みがあるか。	10点	8点	6点	4点	2点
⑥ 職業準備訓練及び職場実習の斡旋並びにその対象者への支援の実施体制が適切であるか（5点） ・職業準備訓練、職場実習中の支援等の人員体制を確保できる見通しがあるか。	5点	4点	3点	2点	1点
⑦ 職業準備訓練及び職場実習の修了者に対する雇用の場の確保の見通しがあるか（5点） ・職場実習先及び就職先となる事業所を確保できる見通しがあるか。	5点	4点	3点	2点	1点
⑧ 地元自治体の積極的な関与、良好な関係が認められるか（10点） ・地元自治体の福祉、商工部門などとの関わりや障がい者関係事業の受託実績が十分又は今後の計画が適切であり、かつ実施可能と認められるか。	10点	8点	6点	4点	2点
⑨ 障がい者の就業及び生活に関する十分な支援活動の実績があるか。 また、指定後に十分な支援活動ができる見込みはあるか（20点）	20点	16点	12点	8点	4点
計				100点	